

令和5年度山口県設計標準歩掛表（港湾編）
正誤表

適用基準日：060401

頁	正	誤																																
<p>3-1-4 第3部その他の 積算基準 第3編土質調査 業務 1節土質調査業 務 2積算価格の内 訳 2-4諸経費</p>	<p style="text-align: center;">060401以降適用(060415訂正)</p> <p>2-4 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額（直接調査費+間接調査費）ごとに求めた諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">直接調査費 +間接調査費</th> <th style="width: 20%;">100万円以下</th> <th style="width: 20%;">100万円を超え3,000万円以下</th> <th style="width: 20%;">3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">82.5%</td> <td style="text-align: center;">290.2</td> <td style="text-align: center;">-0.091</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z：諸経費率（単位：%） Y：直接調査費+間接調査費（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				A	b	率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	<p style="text-align: center;">060401以降適用</p> <p>2-4 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額（直接調査費+間接調査費）ごとに求めた諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">直接調査費 +間接調査費</th> <th style="width: 20%;">100万円以下</th> <th style="width: 20%;">100万円を超え7,000万円以下</th> <th style="width: 20%;">7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">59.9%</td> <td style="text-align: center;">285.3</td> <td style="text-align: center;">-0.113</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z：諸経費率（単位：%） Y：直接調査費+間接調査費（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下	7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				A	b	率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの																															
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																
		A	b																															
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091																															
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下	7,000万円 を超えるもの																															
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																
		A	b																															
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113																															

